

第1章 総則

(目的)

第1条 この要項は、浄化槽法(昭和58年法律第43号)による浄化槽の事務取扱並びに設置、構造、工事、維持管理(保守点検、清掃)及び水質検査の基準の細目を定めることにより、公共用水域等の水質の保全の観点から、浄化槽行政の円滑な運営を図り、もって生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要項において使用する用語は、浄化槽法、建築基準法(昭和25年法律第201号)熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年熊本県条例第43号)において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) みなし浄化槽 浄化槽法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものをいう。
- (2) 浄化槽の維持管理 施設の設計時に定められた機能を維持するための保守点検、清掃及び水質管理の業務をいう。
- (3) 浄化槽の保守点検 浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の単位装置や附属機器類の作動状況、施設全体の運転状況及び放流水の水質検査等の浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業をいう。
- (4) 清掃 浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引き出し、その引き出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等を行う作業をいう。
- (5) 水質検査 浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項の規定に基づく浄化槽の水質に関する検査をいう。
- (6) 浄化槽製造業者 浄化槽法第13条第1項又は第2項の認定を受けて当該認定に係る型式の浄化槽を製造する事業を営む者をいう。
- (7) 浄化槽工事業業者 浄化槽法第21条第1項又は第3項の登録を受けて浄化槽工事業を営む者をいう。
- (8) 浄化槽保守点検業者 熊本県保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年熊本県条例第43号)第2条の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。
- (9) 浄化槽清掃業者 浄化槽法第35条第1項の許可を受けて浄化槽清掃業を営む者をいう。
- (10) 指定検査機関 浄化槽法第57条第1項の指定を受けて水質検査を行う者をいう。

(適用の範囲)

第3条 この要項は、建築基準法及び浄化槽法に基づき、本町内に設置される浄化槽に適用するものとする。

第2章 事務取扱

(建築確認申請等に伴う事務取扱)

第4条 建築基準法第6条第1項(第87条第1項において準用する場合を含む。)及び同法第6条の2第1項(第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申請並びに同法第18条第2項(第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく通知(以下「建築確認申請等」という。)に伴う浄化槽の設置に係る事務の取扱いは、次の各号の手続により行うものとする。

なお、汲取り便所、改良便槽等浄化槽以外の計画で確認済証の交付を受けた後、建築工事完了までの期間中に浄化槽に変更しようとする場合は、計画変更に係る建築確認申請等において、これと同様の手続を行うものとする。

- (1) 浄化槽を設置しようとする者は、浄化槽設置届出書(以下「設置届出書」という。)を建築主事又は指定確認検査機関(建築基準法第77条の18第1項の規定に基づき指定された者。以下「建築主事等」という。)に提出するものとする。
- (2) 建築主事等は、前号の設置届出書を受理したときは、当該設置届出書の写しを遅滞なく町長へ送付するものとする。
- (3) 町長は、前号の規定により建築主事等から送付のあった設置届出書に係る計画について、その保守点検及び清掃その他生活環境保全及び公衆衛生の観点から支障があると認められる場合は、遅滞なく県に浄化槽の設置に関する意見書を送付するものとする。

(浄化槽法に伴う事務取扱)

第5条 浄化槽法第5条第1項の規定に基づく浄化槽の設置に係る事務の取扱は、次の各号の手続きにより行うものとする。

- (1) 浄化槽を設置しようとする者は、設置届出書を町長に提出するものとする。
- (2) 町長は、前号の設置届出書を受理したときは、当該設置届出書の写しを遅滞なく県へ送付するものとする。
- (3) 県は、第2号の規定により町長から送付のあった設置届出書に係る計画について、その構造上疑義があると認められる場合は、遅滞なく町長に浄化槽の設置に関する意見書を送付するものとする。
- (4) 町長は、第1号の規定により提出された設置届出書の内容が相当であると認められる場合は、浄化槽を設置しようとする者に対して、維持管理通知書を交付するものとする。

(既存の浄化槽の変更に伴う事務取扱)

第6条 既存の浄化槽の構造又は規模の変更(浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令(昭和60年厚生省・建設省令第1号)第2条で定める軽微な変更を除く。以下同じ。)をしようとする者は、建築確認申請等に伴う浄化槽の変更にあつては建築主事等に、浄化槽法第5条第1項の既定に基づく浄化槽の変更にあつては町長に浄化槽変更届出書(以下「変更届出書」という。)を提出するものとする。

2 前項の書類を受理した後の事務取扱については、建築確認申請等に伴う変更届出書にあつては第4条第2号から第4号の規定を、浄化槽法第5条第1項の既定に基づく浄化槽の変更届出書にあつては第5条第2号から第5号の規定を準用する。この場合において、第4条第2号から第4号及び第5条第2号から第5号中「設置届出書」とあるのは、「変更届出書」と読み替えるものとする。

(添付書類)

第7条 設置届出書又は変更届出書には、次の各号の書類(変更届出書の場合は、その変更に係るものに限る。)を添付するものとする。ただし、浄化槽法第13条第1項又は第2項の規定により認定を受けた形式に係る浄化槽にあつては、第1号の書類の添付を省略することができる。

- (1) 浄化槽の構造及び設備を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及びフローシート
- (2) 配置図(建築物及び浄化槽の位置並びに排水系統を明示したもの)
- (3) 建築物の各階平面図
- (4) 浄化槽の設計に必要な処理対象人員計算書、日平均汚水量の計算書等
- (5) 浄化槽法第7条及び第11条の規定による法定検査の検査依頼書
- (6) 浄化槽法第7条の規定による法定検査の検査手数料の納入機関払込受付証明書
- (7) 浄化槽の設置に関する誓約書兼個人情報の取扱いに関する同意書
- (8) その他町長又は県若しくは建築主事等が浄化槽を審査するのに必要と認められる書類

(工事の着手)

第8条 浄化槽を設置又は変更しようとする者は、次の各号により工事に着手するものとする。

- (1) 第4条又は第6条の規定による建築確認申請等に伴う浄化槽にあつては確認通知書(計画通知書を含む。)を受けた後でなければ、工事に着手してはならない。
- (2) 第5条又は第6条の規定による浄化槽法に基づく届出を伴う浄化槽にあつては、届出が受理された日から10日(浄化槽法第13条第1項又は第2項の規定により認定を受けた形式に係る浄化槽以外の浄化槽にあつては21日)を経過した後でなければ、工事に着手してはならない。ただし、この期間内に維持管理通知書の交付を受けた後においては、この限りでない。

(設置届出事項変更届出書の提出)

第9条 浄化槽を設置しようとする者は、第4条の規定により提出した設置届出書の記載事項に変更が生じた場合は建築主事等に、第5条の規定により提出した設置届出書の記載事項に変更が生じた場合は町長に、浄化槽設置事項変更届出書を提出するものとする。

2 前項の書類を受理した後の事務取扱については、建築確認申請等に伴う変更届出書にあつては第4条第2号から第4号の規定を、浄化槽法第5条第1項の規定に基づく浄化槽の変更届出書にあつては第5条第2号から第5号の規定を準用する。この場合において、第4条第2号から第4号及び第5条第2号から第5号中「設置届出書」とあるのは、「設置届出事項変更届出書」と読み替えるものとする。

(使用開始報告等)

第10条 浄化槽管理者は、浄化槽法第10条の2第1項の規定による浄化槽の使用の開始を報告しようとするときは、浄化槽使用開始報告書を町長に提出するものとする。

2 浄化槽管理者は、浄化槽法第10条の2第2項の規定による技術管理者の変更を報告しようとするときは、浄化槽管理技術者変更報告書を町長に提出するものとする。

3 浄化槽管理者は、浄化槽法第10条の2第3項の規定による浄化槽管理者の変更を報告しようとするときは、浄化槽管理者変更報告書を町長に提出するものとする。

(使用休止届出等)

第10条の2 浄化槽管理者は、浄化槽法第11条の2第1項の規定による浄化槽の使用の休止を届け出ようとするときは、休止直前に実施した清掃の記録を添付した浄化槽使用休止届出書を町長に提出するものとする。

2 浄化槽管理者は、前項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽を浄化槽法第11条の2第2項の規定により使用の再開を届け出ようとするときは、浄化槽使用再開届出書を町長に提出するものとする。

(使用廃止届)

第11条 浄化槽管理者は、浄化槽法第11条の3の規定により浄化槽の使用の廃止を届け出ようとするときは、浄化槽使用廃止届出書を町長に提出するものとする。

(特定機関への通知)

第12条 町長は、次の各号の書類を受理したときは、その写しを浄化槽法第57条の規定により知事の指定を受けた者(以下「指定検査機関」という。)へ送付するものとする。

- (1) 設置届出書
- (2) 変更届出書

- (3) 浄化槽使用開始報告書
 - (4) 浄化槽設置届出事項変更届出書
 - (5) 浄化槽使用休止届出書
 - (6) 浄化槽使用再開届出書
 - (7) 浄化槽使用廃止届出書
 - (8) 浄化槽管理者変更報告書
 - (9) 浄化槽技術管理者変更報告書
- 2 町長は、設置届出書を受理したときであつて、誓約書兼同意書の添付があつたときは、当該設置届出書に記載された情報を関係者(設置届出書に記載された工事予定業者、保守点検予定業者及び清掃予定業者をいう。)へ提供するものとする。
(浄化槽の保守点検又は清掃についての改善命令等)
- 第13条 町長は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽法第12条第1項の規定に基づき、浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者又は技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について、必要な助言、指導又は勧告をするものとする。
- 2 町長は、浄化槽の保守点検の技術上の基準又は浄化槽の清掃の技術上の基準に従つて浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認めるときは、浄化槽法第12条第2項の規定に基づき、当該浄化槽管理者若しくは当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者又は当該技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置を命じ、又は当該管理者に対し、10日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用停止を命ずるものとする。
(水質検査についての勧告及び命令等)
- 第13条の2 町長は、浄化槽法第7条第1項又は第11条第1項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽法第7条の2第1項又は第12条の2第1項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をするものとする。
- 2 町長は、浄化槽管理者が浄化槽法第7条第1項又は第11条第1項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽法第7条の2第2項又は第12条の2第2項の規定に基づき、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をするものとする。
- 3 町長は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、浄化槽法第7条の2第3項又は第12条の2第3項の規定に基づき、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を取るべきことを命ずるものとする。

第3章 設置基準

(設置場所)

- 第14条 浄化槽の設置に当たっては、周囲の生活環境を十分配慮し、次の各号に適合するようにしなければならない。
- (1) 野外で浄化槽の維持管理に支障のない場所に設置すること。
 - (2) やむを得ず屋内(食品等を取り扱う店舗内を除く。)に設置する場合は、有効な換気、照明設備等を設け、かつ、浄化槽の維持管理に支障のない空間を設けること。
 - (3) 飲料に供される井戸及び底部が地下に埋設された受水槽から5メートル以上離れた場所に設置すること。
 - (4) 雨水の流入や排水管からの逆流のおそれがなく、雨水等により冠水しない場所に設置すること。
 - (5) 公共下水道又は流域下水道の処理区域外に設置すること。

(放流先及び放流方法)

- 第15条 浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。
- (1) 放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。
 - (2) 放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
- 2 浄化槽からの放流水を河川、公共用水等に放流することが困難な場合においてその放流水を地下浸透処理方式により処理する者は、『あさぎり町浄化槽放流水地下浸透技術基準』に定める規定に適合しなければならない。
(処理対象人員の算定等)

- 第16条 浄化槽の処理対象人員の算定並びに汚水量及び排水濃度の設定については、別表によるものとする。
(設置数等)

- 第17条 浄化槽の設置数は、次の各号に適合するようにしなければならない。

- (1) 同一敷地に原則として1基とする。ただし、敷地、建築等の関係からやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、やむを得ず同一敷地に2基以上の浄化槽を設置する場合の浄化槽(既存浄化槽を含む。)は、当該敷地内の全ての建築物に関わる処理対象人員の合計に相応する水質基準に適合する構造とすること。
- (3) 前号に規定する既存の浄化槽は、この要項の規定に適合する規模及び構造にしなければならない。ただし、敷地、建築等の関係からやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

(水質基準)

第18条 浄化槽は、次の表に定める性能によるものとし、かつ、衛生上支障のない構造としなければならない。ただし、知事が水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第3項の規定により、水質汚濁防止のため必要と認め本表より厳しい水質基準を定めた場合は、この限りでない。

処理対象人員 (単位 人)	性能	
	生物化学的酸素要求量の除去率 (単位 パーセント)	浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)
処理対象人員にかかわらず	90以上	20以下

2 前項の場合において、平成18年2月1日時点で、現に設置され、若しくは設置の工事が行われている浄化槽又は現に建築の工事が行われている建築物に設置される浄化槽の性能については、次の表のとおりとする。

処理対象人員 (単位 人)	性能	
	生物化学的酸素要求量の除去率 (単位 パーセント)	浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)
50以下	65以上	90以下
51以上500以下	70以上	60以下
501以上	85以上	30以下

第4章 構造基準

(浄化槽の構造)

第19条 浄化槽の構造は、次の各号に適合するようにしなければならない。

- (1) 浄化槽の構造は、昭和55年建設省告示第1292号に適合するものであること。
- (2) 工場生産浄化槽の基礎は、厚さ10cm以上の砂利敷きの上に厚さ10cm以上のベースコンクリートを打設したもの又はこれと同等以上の効力があること。
- (3) 工場生産浄化槽の上部は、外部の荷重に十分耐えられる構造で、原則として厚さ10cm以上のコンクリート造スラブで保護されたものであること。
- (4) 屋外に設置する浄化槽の上面スラブ上端は、原則として地盤面から3cm以上高くし、雨水等の流入防止策を講ぜられたものであること。
- (5) 外部の者の開放により危険を生じるおそれがあるマンホールのふたは、容易に開放することができない構造であること。

第5章 工事基準

(現場打ちコンクリート浄化槽の構造)

第20条 現場打ちコンクリート造浄化槽の構造は、前条第1号、第4号及び第5号の規定によるほか、次の各号に適合するようにしなければならない。

- (1) 軟弱土質に本体を設置する場合は、地盤支持力を考慮し、十分耐え得るものであること。
- (2) 槽の内部に厚さ2cm以上の防水モルタル、又はこれに準ずる材料を使用した漏水のないものであること。
- (3) 浄化槽の上部に上屋を設ける場合は、浄化槽の維持管理上支障のない空間を確保し、衛生上支障のない換気設備及び照明設備を設けたものであること。
- (4) 周囲の生活環境を害する騒音、振動等を発生するおそれがある機械室は、適当な防音及び防振装置を講ぜられたものであること。
- (5) マンホール及び槽内に使用する材料は、耐蝕材料を使用し、必要な場所は、耐蝕塗装仕上げがなされたものであること。
- (6) 浄化槽のバッフル部、各槽及び各室に1か所以上で、かつ、4m²ごとに1か所の開口部を設け、当該開口部には密閉することができる耐水材料又は鋳鉄で造られたマンホールふたを設けた浄化槽の維持管理上支障のないものであること。
- (7) 浄化槽の見やすい場所にフローシート、処理能力、工事業業者名、設置年月日等を記載した耐蝕性の表示板を設けたものであること。

(一般事項)

第21条 浄化槽の工事基準は、浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令第1条の規定によるほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) FRP製浄化槽の周壁に接する部分の埋め戻し土は、浄化槽を損傷しない良質土又は砂等を用いること。
- (2) 車両の通行等により重量のかかる部分の汚水桝及び流入、排水管等は沈下、埋設部の破損等のないように基礎、保護工事を行うこと。
- (3) 流入管が方向、勾配、管径を変える箇所、合流点及び直管部においては管径の120倍以内の箇所にインバート桝を設けること。

(危険防止及び環境保全)

第22条 危険を生じおそれのある浄化槽の周囲には危険防止用の柵、標示等を行うとともに、環境保全上必要な場合は、十分な空き地を設け、植樹等の緑化に努め、又は上屋を設けるようにしなければならない。

(グリーストラップの設置)

第23条 飲食店、料理店、ホテル、旅館、病院、寄宿舎又はこれに類する施設で、厨房施設からの排水を処理する浄化槽には、グリーストラップを設けるようにしなければならない。

第6章 浄化槽の維持管理

(浄化槽使用者の義務)

第24条 浄化槽を使用する者は、環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号。以下「環境省令」という。)第1条に規定する次の事項を遵守しなければならない。

- (1) し尿を洗い流す水は、適正量とすること。(みなし浄化槽では50リットル／人・日 程度)
- (2) 殺虫剤、洗剤、防虫剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であって、浄化槽の正常な機能を妨げるものは、流入させないこと。
- (3) し尿のみを処理するみなし浄化槽にあつては、雑排水を流入させないこと。
- (4) し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽にあつては、工場廃水、雨水、その他の特殊な排水を流入させないこと。
- (5) 電気設備を有する浄化槽にあつては、電源を切らないこと。
- (6) 浄化槽の上部又は周辺には、浄化槽の保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けないこと。
- (7) 浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけないこと。
- (8) 通気装置の開口部をふさがないこと。
- (9) 浄化槽に故障又は異常を認めたときは、直ちに、浄化槽管理者にその旨を通報すること。

(浄化槽管理者の義務)

第25条 浄化槽管理者は、次に定めるところにより浄化槽を管理しなければならない。なお、浄化槽の保守点検は浄化槽保守点検業者に、浄化槽の清掃は浄化槽清掃業者に委託することができる。

1 保守点検

- (1) 浄化槽の保守点検を次条に定める保守点検基準により実施すること。
- (2) 新たに設置された浄化槽については、最初の浄化槽の保守点検を、浄化槽の使用開始の直前に行うこと。
- (3) みなし浄化槽の設置後2回目以降の浄化槽の保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに1回以上とする。ただし、浄化槽法第11条の2第1項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽(使用が再開されたものを除く。)については、この限りでない。

処理方式	浄化槽の種類	期間
全ばっ気方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	3月
	2 処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	2月
	3 処理対象人員が301人以上の浄化槽	1月
分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式 単純ばっ気方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月
	2 処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	3月
	3 処理対象人員が301人以上の浄化槽	2月
散水ろ床方式 平面酸化方式 地下砂ろ過方式		6月

- (4) 浄化槽の設置後2回目以降の浄化槽の保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに1回以上とする。ただし、浄化槽法第11条の2第1項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽(使用が再開されたものを除く。)については、この限りでない。

処理方式	浄化槽の種類	期間
分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月
	2 処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3月
活性汚泥方式		1週
回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1週
	2 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽(1に掲げるものを除く。)	2週
	3 1及び2に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3月

- (5) 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、必要に応じて行うものとする。

2 清掃

- (1) 浄化槽の清掃を第27条に定める清掃基準により実施すること。
- (2) 毎年1回以上(全ばっ気方式の浄化槽にあっては、おおむね6か月ごとに1回以上)浄化槽の清掃を実施すること。ただし、浄化槽法第11条の2第1項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽(使用が再開されたものを除く。)についてはこの限りでない。

3 水質検査等

- (1) 新たに設置された浄化槽(構造又は規模の変更をされた浄化槽を含む。)については、その使用開始後3月を経過した日から5月間に指定検査機関の行う水質検査を受けること。
- (2) 毎年1回(環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数)、指定検査機関の行う水質検査を受けること。ただし、浄化槽法第11条の2第1項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽(使用が再開されたものを除く。)についてはこの限りでない。

4 浄化槽の保守点検、清掃の記録等の保管

浄化槽の保守点検及び清掃の記録を作成し、3年間保存すること。

ただし、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者に委託した場合は、委託した業者から記録の交付を受け、3年間保存すること。

5 浄化槽管理者の変更

浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は変更の日から30日以内に町長に報告すること。

6 技術管理者の設置

- (1) 501人槽以上の浄化槽の浄化槽管理者は、技術管理者を置くこと。
- (2) 技術管理者は、原則として施設ごとの専従とすること。ただし、1日の作業時間内に巡回でき、実質的に施設の常時管理を果たし得ると町長が認める場合は、この限りでない。
- (3) 技術管理者を変更したときは、変更の日から30日以内に、町長に報告すること。
(浄化槽の保守点検の基準)

第26条 浄化槽の保守点検は、環境省令第2条の規定によるほか次の各号に定める基準により実施するものとする。

1 型式共通事項

- (1) マンホールふた等
スラブ、マンホールふた、覆い網等を点検し、雑物を取り除くこと。
- (2) 流入管等
流入管、インバート桝、移流管等について、異物の付着閉塞の有無を点検し、必要があれば異物の除去及び清掃の措置を講じること。
- (3) 消毒装置
消毒装置を点検し、それぞれの装置の仕様に従い、消毒薬の補給が適切に行われるよう、必要な措置を講じること。
- (4) 通気
排気管、通気管の通気が雑物等により妨げられていないか点検すること。
- (5) 放流管等
越流ぜき、流出口及び放流管きよ等について、異物の付着閉塞の有無を点検し、必要があれば異物の除去及び清掃の措置を講じること。
- (6) 放流水
放流水の温度、透視度、pH、亜硝酸性窒素、残留塩素を測定し、異常を認めた場合は、その原因を調べ必要な措置を講じること。
- (7) 水位
装置各部の水位を点検し、異常を認めた場合は、その原因を調べ必要な措置を措置を講じること。
- (8) 衛生害虫
衛生害虫の発生を認めた場合は、駆除の措置を講じること。
- (9) ポンプ系統
 - ア マグネットスイッチ及び液面リレーは正常か点検すること。
 - イ ポンプ室(槽)の水位の異常又はその形跡の有無及びポンプとモーターの連結の異常について点検すること。
 - ウ モーターの過負荷を認めた場合は、軸受オイルの切れ、異物の詰まり等その原因を調べること。
- (10) 悪臭、振動等
悪臭並びに騒音及び振動の発生を認めた場合は、その原因を調べ、必要な措置を講じること。

2 個別事項

- (1) 腐敗タンク式
 - ア 多室型

多室型一次処理装置及び多室型腐敗室にあつては、スカムの底面が流入管下端開口部からおおむね10cmに達したとき、又は汚泥の堆積面が流入管若しくはバッフルの下端開口部からおおむね10cmに達したときは、清掃の措置を講じること。

イ 二階タンク及び変形二階タンク型

(ア) 二階タンク型一次処理装置にあつては、スカムの底面が沈殿室のホッパーのスロットの面からおおむね10cmに達したとき、又は汚泥の堆積面が流出管若しくはオーバーラップの下端からおおむね10cmに達したときは、清掃の措置を講じること。

(イ) 変形二階タンク型一次処理装置及び変形多室型腐敗室にあつては、スカムの底面が流入管下端開口部からおおむね10cmに達したとき、又は汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね10cmに達したときは、清掃の措置を講じること。

(ウ) 沈殿室のスカムは、消化室に戻すこと。

(エ) 沈殿室のホッパー及びスロットに付着した汚泥又は異物は、かきとって、これを消化室に落とし、越流ぜき及びバッフルの清掃を行うこと。

ウ 散水ろ床型

(ア) 散水がほぼ均等か否かを観察し、腐敗タンクからの流出路及び散水とい、特にそのノッチに付着した汚泥、異物を除去して腐敗タンク第1室又は消化室に戻すこと。

(イ) ろ床の目詰まりは、軽度の場合、圧力水で目詰まり箇所を洗浄すること。

(ウ) 均等散水が著しく阻害され、あるいは、ろ床の目詰まりが浄化機能に著しく影響があると認められる場合は、補修又は清掃の措置を講じること。

(エ) 生物相を観察し、異常を認めた場合は、原因を調べ必要な措置を講じること。

エ 平面酸化型

(ア) 埋石に付着した汚泥及び異物等は、系外に取り除き、流水部に均等に、かつ一定の流速で流れるか否かを点検すること。

(イ) 生物相を観察し、異常を認めた場合は、原因を調べ必要な措置を講じること。

オ 単純ばっ気型

(ア) ばっ気タンク内の汚水が均等にかくはんされているか否かを観察し散気装置のノズルの目詰まり、かくはん装置の雑物の付着等を点検すること。

(イ) 越流ぜき及びバッフルの異物の付着について点検すること。

カ 地下砂ろ床型

放流水の臭気が著しく、透視度が低く、浮遊物質が著名なときは、ろ床を掘り起こして短絡現象、目詰まり、嫌気性変化等の有無を調べ、必要があれば、ろ床を入れ替えること。

(2) 全ばっ気型

汚泥量の増加、散気管の目詰まりが生じていないか点検すること。

その他下記「(4)イ ばっ気室」の点検に準ずること。

(3) 分離接触ばっ気方式

ア 沈でん分離室

スカム厚及び汚泥厚を測定し、上記「(1)腐敗タンク方式 ア 多室型」に準じて、清掃の時期を判断すること。

イ 接触ばっ気式

(ア) 接触ばっ気室内の回流が正常か否か、モーター、ブロワー等のばっ気かくはん装置が正常に作動しているか点検すること。

(イ) 汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばっ気室にあつては、生物膜が過剰肥厚して接触材の閉塞のおそれが認められたとき、水流に乱れが認められたとき、又は当該室内にはく離汚泥若しくは堆積汚泥が認められたときは、清掃の措置を講じること。

(ウ) 溶存酸素を室内均等におおむね0.3mg/リットル以上とすること。

ウ 沈でん室

(ア) スカムの浮上又はその形成の有無を観察し、多量のスカムが形成されている場合は清掃の措置を講じること。

(イ) 汚泥の返送が支障なく行われていることを確かめること。

(ウ) 越流ぜきからの処理水が均等に流出しているか否か、異物、スカムの付着、汚泥の流出がみられる場合は、必要な措置を講じること。

(4) 分離ばっ気方式

ア 沈でん分離室

上記「(3)ア 沈でん分離室」に準ずること。

イ ばっ気室

(ア) ばっ気室内の回流が正常か否か、モーター、ブロワー等のばっ気かくはん装置が正常に作動しているか点検すること。

(イ) 溶存酸素を室内均等におおむね0.3mg/リットル以上とすること。

(ウ) 混合液の30分間汚泥沈でん率(SV)をおおむね10パーセント以上60パーセント以下とすること。

ウ 沈でん室

上記「(3)ウ 沈でん室」に準ずること。

(浄化槽の清掃の基準)

第27条 浄化槽の清掃は、環境省令第3条の規定によるほか、次の各号の基準により実施するものとする。

1 共通事項

- (1) 流入管きょ、インバート桝、スクリーン、移流管、移流口、越流ぜき、散気装置、機械かくはん装置、流出口及び放流管きょにあつては、付着物、沈殿物等を引き出し、洗浄、掃除等を行うこと。
- (2) 槽内の洗浄に使用した水は、引き出すこと。ただし、消毒タンク、消毒室又は消毒槽以外の部分の洗浄に使用した水については、浄化槽の使用の休止に当たって当該浄化槽の清掃をしたときを除いては、一次処理装置、二階タンク、腐敗室又は沈でん分離タンク、沈でん分離室若しくは沈でん分離槽の張り水として使用することができる。
- (3) 単純ばつ気型二次処理装置、流路、ばつ気室、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばつ気タンク、汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばつ気室、回転板接触槽、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈でん池及び別置型沈でん室の張り水には、水道水等を使用すること。
- (4) 引き出し後の汚泥、スカム等が適正に処理されるよう必要な措置を講じること。
- (5) 汚泥引き出しの後、必要に応じて単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除を行うこと。
- (6) 消毒装置内の異物を取り除いて清掃すること。

2 個別事項

(1) 腐敗タンク方式

ア 多室型

- (ア) 第1室のスカム、汚泥及び汚水は全量引き抜くこと。スカムが多量で、かつ硬く混合かくはんが困難なときは、あらかじめこれを破碎し、第2室以降の汚水を使用して混合かくはんすること。
- (イ) 流入管、接続管又は接続スロット閉塞の有無を点検し、バッフル及び壁体ともにこれを清掃洗浄すること。この場合において、清掃洗浄によって生じた汚水は、張り水として使用すること。
- (ウ) 第2室以降は、第1室に準じて作業を行うこと。この場合において、接続装置、バッフル壁体及び予備ろ過装置のスロット等の清掃洗浄にによって生じた汚水は、第1室に戻し張り水として使用すること。
- (エ) 清掃洗浄後は各室が満水となるまでに注水し、酸化タンクに汚水が移行することを確認すること。

イ 二階タンク及び変形二階タンク型

- (ア) 消化室及び沈でん室のスカムを引き抜き、次いで、消化室の汚泥及び汚水を全量引き抜くこと。合併処理施設にあつては、有効消化室容量のおおむね20パーセントの汚泥を残すこと。
- (イ) 沈でん室の流入管、流出管、バッフル、越流ぜき及び壁体、特にホッパー部分の壁体並びにスロットの清掃洗浄を行うこと。
- (ウ) 排気室、壁体、ホッパー外壁及びオーバーラップの清掃洗浄を行うこと。
- (エ) 清掃洗浄によって生じた汚水は、張り水として利用すること。
- (オ) その他の作業については、多室型の場合に準ずること。

ウ 予備ろ過装置

表面の碎石を掘り返しつつ、圧力水で洗浄する。

ただし、必要があるときは、碎石を取り出して壁体とともに洗浄すること。

エ 散水ろ床型

- (ア) 揚水ポンプが使用されている場合は、一時停止して作業を行うこと。
- (イ) 腐敗タンクからの流出水路及び散水といを清掃洗浄すること。
- (ウ) ろ材は圧力水で均等に洗浄し、特に目詰まりを生じているところは、表面の碎石を取り出してから再び圧力水で洗浄し、取り出した碎石は生物膜を傷つけないよう注意し、個々に洗浄すること。
- (エ) 槽底及びろ材受けの部分を圧力水で洗浄すること。
- (オ) ポンプピットの清掃及び駆動部分の掃除を行うこと。
- (カ) 清掃洗浄によって生じた汚水は腐敗タンク第1室又は消化室に戻し、張り水として利用すること。

オ 平面酸化型

- (ア) 流水面及び埋石は、生物膜を傷つけないように注意しつつ清掃洗浄すること。この場合において、流水面が多段のときは、その底面その他の清掃に留意すること。
- (イ) その他の作業については、散水ろ床の場合に準ずること。

カ 単純ばつ気型

散気装置、かくはん装置及び越流ぜきを清掃すること。

キ 地下砂ろ過型

- (ア) 地下砂ろ過装置の砂層に嫌気性変化、目詰まり又は短絡現象等を認めた場合は、石材の洗浄あるいは砂材を取り替えること。

- (イ) 散水管及び集水管を清掃洗浄し、管の勾配について補修すること。
- (2) 全ばっ気方式
 - ア ばっ気を一時停止し、張り水後の30分間汚泥沈でん率(SV)がおおむね10パーセント以上15パーセント以下になるよう下底から汚泥等を引き抜くこと。
 - イ ばっ気装置の付着物あるいは、きょう雑物を取り除くこと。
 - ウ 沈でん室のスカム及び越流ぜきの付着物を取り除き、壁体に汚泥が付着している場合は、これをかき落として洗浄すること。
 - エ 駆動部分を掃除すること。
 - オ 汚泥引き抜き後は、引き抜き汚泥と同量の清水で満水になるまで注水すること。
- (3) 分離接触ばっ気方式
 - ア 沈でん分離室
汚泥、スカム、中間水等を全量引き抜くこと。
 - イ 接触ばっ気室
 - (ア) 接触ばっ気室のばっ気かくはんを一時停止し、ろ床洗浄装置によりろ床洗浄を行い、はく離汚泥等を引き抜くこと。
 - (イ) ばっ気装置の付着物あるいは、きょう雑物を取り除くこと。
 - (ウ) 汚泥引き抜き後は、引き抜き汚泥と同量の清水で満水になるまで注水すること。
- (4) 分離ばっ気方式
 - ア 沈でん分離室
汚泥、スカム、中間水等を全量引き抜くこと。
 - イ ばっ気室
上記「(2)全ばっ気方式」に準ずること。
 - ウ 沈でん室
上記「(3)分離接触ばっ気方式 ウ 沈でん室」に準ずること。

第7章 水質検査

(検査の目的)

第28条 浄化槽法第7条第1項の規定による検査は、当該浄化槽が適正に施工されているか否か、浄化槽法第11条第1項の規定による検査は、適正に保守点検、清掃されているか否かについて判断するものとする。

(検査を行う機関)

第29条 水質検査は、指定検査機関が実施するものとする。

(検査員)

第30条 浄化槽の機能を評価するため、環境省令第55条第5号に規定する検査員が、浄化槽の現場について、検査を実施するものとする。

(検査の項目)

第31条 水質検査、次により行うものとする。

(1) 浄化槽法第7条第1項に規定する検査

ア 外観検査

- (ア) 設置状況
- (イ) 設備の稼働状況
- (ウ) 水の流れ方の状況
- (エ) 使用の状況
- (オ) 悪臭の発生状況
- (カ) 消毒の実施状況
- (キ) か、はえ等の発生状況

イ 水質検査

- (ア) 水素イオン濃度
- (イ) 汚泥沈殿率
- (ウ) 溶存酸素量
- (エ) 透視度
- (オ) 塩素イオン濃度
- (カ) 残留塩素濃度
- (キ) 生物化学的酸素要求量(BOD)

ウ 書類検査

使用開始直前に行った保守点検の記録等を参考にし、適正に施工されているか否か等について検査を実施すること。

(2) 浄化槽法第11条第1項に規定する検査

ア 外観検査

- (ア) 設置状況
- (イ) 設備の稼働状況
- (ウ) 水の流れ方の状況
- (エ) 使用の状況
- (オ) 悪臭の発生状況
- (カ) 消毒の実施状況
- (キ) か、はえ等の発生状況

イ 水質検査

- (ア) 水素イオン濃度
- (イ) 溶存酸素量
- (ウ) 透視度
- (エ) 残留塩素濃度
- (オ) 生物化学的酸素要求量(BOD)

ウ 書類検査

保存されている保守点検及び清掃の記録、前回の検査の記録等を参考とし、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて検査を実施すること。

(検査結果書)

第32条 水質検査を行った者は、検査終了後速やかに検査結果書を作成し、当該浄化槽の管理者に対し、これを提出するものとする。

(関係機関への通知)

第33条 指定検査機関は、毎月末までに、その前月中に実施した水質検査について環境省令第4条の2第2項で定める事項を当該浄化槽の設置場所を管轄する町長に報告するとともに、当該検査結果を取りまとめて下水環境課長に報告するものとする。

2 指定検査機関は、水質検査業務等において把握した浄化槽の使用の廃止、浄化槽の管理者変更など浄化槽の設置等に関する情報を当該浄化槽の設置場所を管轄する町長に報告するものとする。

(不適正浄化槽)

第34条 水質検査の結果、不適正とされた浄化槽については、その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるとき、町長は、第13条に規定する措置をするものとする。

なお、不適正と判断された原因が構造による場合は、県と連携を取りながら措置をするものとする。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年3月25日告示第24号)

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月28日告示第24号)

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

別表

建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準

類似用途別番号	建築用途				処理対象人員		算定単位当たりの汚水量及びBOD濃度参考値		処理対象人員(n)1人当たりの汚水量及びBOD量参考値	
					算定式	算定単位	汚水量	BOD	水量負荷算定 (l/人・日)	BOD負荷算定 (g/人・日)
1	集会場施設関係	イ	公会堂・集会場・劇場・映画館・演劇場		$n=0.08A$	n：人員(人) A：延べ面積(m ²)	16 (l/㎡・日)	150 (mg/l)	200	30
		ロ	競輪場・競馬場・競艇場		$n=16C$	n：人員(人) C ₍₁₎ ：総便器数(個)	2,400 (l/個・日)	260 (mg/l)	150	40
		ハ	観覧場・体育館		$n=0.065A$	n：人員(人) A：延べ面積(m ²)	10 (l/㎡・日)	260 (mg/l)	155	40
2	住宅施設	イ	住宅	$A \leq 130$ (₂)の場合	$n=5$	n：人員(人) A：延べ面積(m ²)	200 (l/人・日)	200 (mg/l)	200	40

	関係			A>130 ₍₂₎ の場合	n=7					
				二世帯住宅 ₍₅₎	n=10					
		ロ	共同住宅		n=0.05A	n：人員(人) ただし、1戸 当たりnが、 3.5人以下の 場合は1戸当 たりのnを3.5 人又は2人(1 戸が1居室 ₍₃₎ だけで構成さ れている場合 に限る)とし、 1戸当たり のnが6人以上 の場合は1戸 当たりのnを 6人とする。 A：延べ面積 (m ²)	10 (1/m ² ・日)	200 (mg/l)	200	40
		ハ	下宿・寄宿舍		n=0.07A	n：人員(人) A：延べ面積 (m ²)	14 (1/m ² ・日)	140 (mg/l)	200	28
		ニ	学校寄宿舍・自衛隊キャン プ宿舎・老人ホーム・ 養護施設		n=P	n：人員(人) p：定員(人)	200 (1/人・ 日)	200 (mg/l)	200	40
3	宿泊施設関係	イ	ホテル・旅 館	結婚式場又は 宴会場を有する場合	n=0.15A	n：人員(人) A：延べ面積	30 (1/m ² ・日)	200 (mg/l)	200	40
				結婚式場又は 宴会場を有しない場 合	n=0.075A		30 (1/m ² ・日)	100 (mg/l)	400	40
		ロ	モーテル		n=5R	n：人員(人) R：客室数	1,000 (1/室・ 日)	50 (mg/l)	200	30
		ハ	簡易宿泊所・合宿所・ユ ースホステル・青年の家		n=P	n：人員(人) P：定員(人)	200 (1/人・ 日)	200 (mg/l)	200	40
4	医療施設関係	イ	病院・療養所・伝染病院	業務の厨房設備又は洗濯 設備を設ける場合	300床未満 の場合	n：人員(人) B：ベッド数 (床)	B×1,0 00 (1/床・ 日)	320 (mg/l)	125	40
					300床以上 の場合		B×1,3 00 (1/床・ 日)		113	36
				業務の厨房設備又は洗濯 設備を設けない場合	300床未満 の場合		B×1,0 00 (1/床・ 日)	150 (mg/l)	200	30
					300床以上 の場合		B×1,3 00 (1/床・ 日)		182	27

		ロ	診療所・医院	$n=0.19A$	n：人員(人) A：延べ面積(m^2)	25 ($l/m^2 \cdot 日$)	300 (mg/l)	130	40
5	店舗関係	イ	店舗・マーケット	$n=0.075A$	n：人員(人) A：延べ面積(m^2)	15 ($l/m^2 \cdot 日$)	150 (mg/l)	200	30
		ロ	百貨店	$n=0.15A$		30 ($l/m^2 \cdot 日$)	150 (mg/l)	200	30
		ハ	飲食店	一般の場合		130 ($l/m^2 \cdot 日$)	220 (mg/l)	180	40
				汚濁負荷の高い場合		260 ($l/m^2 \cdot 日$)	450 (mg/l)	90	40
				汚濁負荷の低い場合		110 ($l/m^2 \cdot 日$)	200 (mg/l)	200	40
		ニ	喫茶店	$n=0.80A$		160 ($l/m^2 \cdot 日$)	150 (mg/l)	200	30
6	娯楽施設関係	イ	玉突場・卓球場	$n=0.075A$	n：人員(人) A：延べ面積(m^2)	15 ($l/m^2 \cdot 日$)	150 (mg/l)	200	30
		ロ	パチンコ店	$n=0.11A$		22 ($l/m^2 \cdot 日$)	150 (mg/l)	200	30
		ハ	囲碁クラブ・マージャンクラブ	$n=0.15A$		30 ($l/m^2 \cdot 日$)	150 (mg/l)	200	30
		ニ	ディスコ	$n=0.50A$		100 ($l/m^2 \cdot 日$)	150 (mg/l)	200	30
		ホ	ゴルフ練習場	$n=0.25S$	n：人員(人) S：打席数(席)	50 ($l/席 \cdot 日$)	150 (mg/l)	200	30
		ヘ	ボーリング場	$n=2.50L$	n：人員(人) L：レーン数(レーン)	500 ($l/レーン \cdot 日$)	150 (mg/l)	200	30
		ト	バッティング場	$n=0.20S$	n：人員(人) S：打席数(席)	40 ($l/席 \cdot 日$)	150 (mg/l)	200	30
		チ	テニス場	ナイター設備を設ける場合	n：人員(人) S：コート面数(面)	600 ($l/面 \cdot 日$)	150 (mg/l)	200	30
				ナイター設備を設けない場合		400 ($l/面 \cdot 日$)		200	30
		リ	遊園地・海水浴場	$n=16C$	n：人員(人) C(1)：総便器数(個)	2,400 ($l/個 \cdot 日$)	260 (mg/l)	150	40
		ヌ	プール・スケート場	$n=(20C+120U)/8 \times t$	n：人員(人) C：大便器数(個)	—	150 (mg/l)	—	—

							U(4)：小便器数(個) t：単位便器 当たり1日平 均使用時間 (時間)t=1.0 ～2.0				
		ル	キャンプ場			n=0.56P	n=人員(人) p=収容人員 (人)	70 (1／ 人・ 日)	320 (mg／ l)	125	40
		ヲ	ゴルフ場			n=21H	n：人員(人) H：ホール数 (ホール)	250 (1／ 人・ 日)	130 (mg／ l)	250	26
7	駐車場関係	イ	サービスエリア	便所	一般部	n=3.60P	n：人員(人) P：駐車ます 数(ます)	便所820 (1／ま す・ 日)	300 (mg／ l)	230	69
					観光部	n=3.83P				215	65
					売店なしPA	n=2.55P				325	98
			売店	一般部	n=2.66P	売店170 (1／ま す・ 日)		350 (mg／ l)	64	23	
				観光部	n=2.81P				61	22	
			ロ	駐車場・自動車車庫				n=(20C+120U)／8×t	n：人員(人) C：大便器数 (個) U(4)：小便器 数(個) t：単位便器 当たり1日平 均使用時間 (時間)t=0.4 ～2.0	—	—
		ハ	ガソリンスタンド			n=20	n：人員(人) 1営業所当 たり	—	—	—	—
8	学校施設関係	イ	保育所・幼稚園・小学 校・中学校			n=0.20P	n：人員(人) P：定員(人)	50 (1／ 人・ 日)	180 (mg／ l)	250	45
		ロ	高等学校・大学・各種学 校			n=0.25P		60 (1／ 人・ 日)	180 (mg／ l)	240	45
		ハ	図書館			n=0.08A		16 (1／m ² ・ 日)	150 (mg／ l)	200	30
9	事務所関係	イ	事務所	業務用厨房 設備を設け る場合	n=0.075A	n：人員(人) A：延べ床面 積(m ²)	15 (1／m ² ・ 日)	200 (mg／ l)	200	40	
				業務用厨房 設備を設け ない場合	n=0.06A		15 (1／m ² ・ 日)	150 (mg／ l)	250	38	
10	作業所関係	イ	工場・作業 所・研究 所・試験所	業務用厨房 設備を設け る場合	n=0.75P	n：人員(人) P：定員(人)	100 (1／ 人・ 日)	300 (mg／ l)	133	40	
				業務用厨房 設備を設け ない場合	n=0.30P		60 (1／ 人・ 日)	150 (mg／ l)	200	30	

11	1 から 10 の 用 途 に 属 さ な い 施 設	イ	市場	$n=0.02A$	n：人員(人) A：延べ床面積(m^2)	4.2 ($l/m^2 \cdot 日$)	200 (mg/l)	200	40
		ロ	公衆浴場	$n=0.17A$		33 ($l/m^2 \cdot 日$)	50 (mg/l)	200	10
		ハ	公衆便所	$n=16C$	n：人員(人) C(1)：総便器数(個)	—	—	—	—
		ニ	駅・ バス ター ミ ナ ル	P<100,000の場合	$n=0.008P$	—	—	—	—
				$100,000 \leq P < 200,000$ の場合	$n=0.010P$				
				$200,000 \leq P$ の場合	$n=0.013P$				

注

- 1 大便器数、小便器数及び両用便器数を合計した便器数。
- 2 この値は、当該地域における住宅の一戸当たりの平均的な面積に応じて、増減できるものとする。
- 3 居室とは、建築基準法による用語の定義でいう居室であって、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。ただし、共同住宅における台所及び食事室を除く。
- 4 女子専用便所にあつては、便器数のおおむね1/2を便器数とみなす。
- 5 二世帯住宅とは、台所及び浴室が2つあり、実際もほぼ互いに独立した生活が送られている住宅をいう。